

院 長	副 院 長	特 命 副 院 長	事務部長	看護部長	副看護部長	企画課長	管理課長	経営企画 室 長	関 係 者
									

勤務医負担軽減委員会議事録

1. 日 時 令和6年3月15日(金) 15:30 ~ 15:50
2. 場 所 小会議室
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議事要旨

1. 令和5年度負担軽減及び処遇改善について 別紙資料により報告

◎医師

当院は、東北地域医療支援機構賛助会員であり、亘理郡（亘理町・山元町）とで会費を負担し、将来的な医師確保を目指している

令和4年5月より特定行為研修修了者が気管カニューレ交換を実施している

医師事務作業補助体制加算については、病床変更（344床→300床）により3月から医師事務作業補助体制加算1（75：1）算定中

4月から診療情報管理士が着任するので、診療録管理体制加算の上位取得が可能
民間医局との診療援助契約により、医師日当直の負担軽減を図っている

◎看護師

平均夜勤回数について、月8回以内になっている

超過勤務時間数について、部署によりバラツキはある

2. 令和6年度の負担軽減計画（案）について

別紙のとおり計画した 一同了承

その他

入院患者の病棟での分包を薬剤師にお願いできれば看護師の負担軽減になる

→ 今後、検討する（薬剤師の人数が1減のため）

令和6年3月15日

勤務医負担軽減委員会委員 様

勤務医負担軽減委員会委員長

勤務医負担軽減委員会の開催について

標記について、下記のとおり開催しますので、ご出席下さいますようお願いいたします。

記

日 時 令和6年3月15日(金) 15:30 ~

場 所 小会議室

議 題 1. 勤務医の負担軽減及び処遇改善について
2. 看護職員の負担軽減及び処遇改善について
3. 令和6年度 負担軽減計画について

病棟勤務医負担軽減委員会 出欠表

令和6年3月15日(金)

		職名	氏名	出欠	連絡先	備考
1	委員長	副院長	安藤 肇史	○	8002	
2	管理者	院長	永野 功	○	8001	
3	委員	副看護部長	村上 美佳	○	8046	
4	委員	中央4階看護師長	佐々 知恵	×	4542	
5	委員	中央2階看護師長	阿部 奈津美	×	4522	
6	委員	診療放射線技師長	佐藤 正信	代理	8031	副技師長
7	委員	臨床検査技師長	濱 敏則	○	8036	
8	委員	調剤主任	神 未来	代理	8044	副薬剤部長
9	委員	医師事務作業補助者	濱野 淳子	○	8016	
10	委員	専門職	遊佐 博子	○	8064	

勤務医の負担軽減及び処遇改善について

①医師確保の努力状況、診療援助の活用状況

- ・東北大学等へ赴き、常勤医師の要請を行い、また、自治体とも連携を図っている
- ・当院は、東北地域医療支援機構賛助会員になっており、亶理郡（亶理町・山元町）とで会費を負担し、将来的な医師確保を目指している
- ・民間医局との診療援助契約を締結、日当直の負担を軽減している

②医師に対する医師事務作業補助体制について

医師の代行として、電子カルテの入力、診断書等作成を行う

- ・医師事務作業補助者数 5名
 医師事務作業補助者体制加算1（75対1） 350点
 「サマリー作成率」については、診療録管理体制加算2（30点）のため割愛
 医師の業務（重心病棟における定期処方等）タスクシフト検討中

※診療情報管理士休職のため

③医師・医療関係職種・事務職員等の業務分担について

ア.必ず計画に含むもの

項目	対応者
初診時の予診の実施	看護師
静脈採血等の実施	看護師
入院の説明の実施	看護師
検査等手順の説明の実施	看護師、臨床検査技師、診療放射線技師
服薬指導	薬剤師

令和4年5月～ 特定行為研修修了者が、気管カニューレ交換を行っている

イ.その他の計画項目

- ・勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- ・予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
- ・当直翌日の業務内容に対する配慮
- ・育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

④地域の医療機関との連携（逆紹介の状況）について

- ・令和5年4月～令和6年2月実績 56.9%

⑤勤務時間・勤務状況の把握について

- ・ICカードによる勤退管理を実施中

医師日当直

単位：回

	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	計	月平均
院長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	
副院長	1	0	1	2	1	1	4	0	1	2			13	1.3
総合診療外科部長	1	1	2	2	2	0	0	0	0	0			8	0.8
脳神経外科部長	1	3	1	1	2	2	2	1	3	1			17	1.7
齊藤秀行内科医長	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0			1	0.1
脳神経内科医長	2	2	1	2	2	3	1	2	2	2			19	1.9
志澤内科医師	3	2	2	2	1	2	1	3	3	1			20	2.0
結城内科医師	2	2	2	3	2	0	2	2	1	4			20	2.0
中屋脳神経内科医師	2	2	3	1	1	1	3	3	1	3			20	2.0
脳神経内科医師	2	2	1	3	2	2	0	3	4	0			19	1.9

看護職員の負担の軽減及び処遇改善について

①医療関係職種・事務職員等の業務分担について

業務内容	対応者
服薬指導	薬剤師
医療機器の管理	臨床工学技士
事務的業務の実施	病棟及び外来クラーク
患者さんの世話、看護師の補助	療養介助員、看護助手

②看護職員の勤務負担軽減の計画項目について

- ・業務量の調整
時間外労働が発生しないような業務量の調整

- ・看護補助者の配置
主として、事務的業務を行う看護補助者の配置（クラーク）

- ・多様な勤務形態の導入
可能な勤務箇所には非常勤職員の制度を導入している

- ・妊娠、子育て中、介護中の看護職員に対する配慮
院内保育所の設置
夜勤の免除制度の実施
休日勤務の制限制度の実施
所定労働時間の短縮の実施
他部署等への配置転換

- ・夜勤負担の軽減
月の夜勤回数の上限として、月8回までとなるよう努めている。

看護師平均夜勤回数

単位：回

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度	7.5	7.8	7.6	7.5	7.5	7.6	7.6	7.4	7.8	7.8		

③勤務時間・勤務状況の把握について

ICカードによる勤退管理を実施中。

令和6年度 勤務医負担軽減計画

1. 役割分担の具体的内容

項目	対応方針	具体的な取り組み
①初診時の予診の実施	・受付時に看護師が問診票の記入を実施する。(患者の補助)	・実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。
②静脈採血等の実施	・看護師により静脈採血を実施する。	・実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。
③入院の説明の実施	・オリエンテーションについては、看護師が実施する。	・地域医療連携室(入退院支援部門)が病棟等と連携し実施する。 ・実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。
④検査手順の説明の実施	・同意書を求める検査のみ医師が行うが、詳細部分については看護師、臨床検査技師、診療放射線技師が行う。	・検査手順の説明について効率化を図っていく。
⑤服薬指導	・薬剤師による服薬指導を実施する。	・持参薬や常用薬についても把握に努める。
⑥診断書作成等の補助	・医師事務作業補助者により実施する。	・診断書等の文書作成補助、診療記録への代行入力等 ・必要に応じて改善を図る。
⑦尿留置カテーテルの挿入	・看護師が実施する。	・医療安全管理マニュアルを改訂、運用をきめ実施する
⑧気管カニューレの交換	・特定行為研修修了者(看護師)が実施する。	・医師の指示のもと実施する

2. 医師の勤務負担の軽減

項目	対応方針	具体的な取り組み
①勤務計画、連続当直を行わない勤務体制の実施。	・現状でも達成されており、勤務割振での確認を行うとともに、勤務実績においても把握する。	・外部医師の招へいにより、連続当直が発生しないよう引き続き努める。 ・民間医局との契約による日当直医師の確保
②前日の終業時刻と翌日の始業時間の間の一定時間の休息時間の確保(勤務間インターバル)	・通常勤務では概ね確保されているが、勤務間インターバルの導入に向けて実態の把握に努める。	・外部からの当直医師の招へいにより、当直勤務の縮減を図っていく。 ・適正な勤務時間管理(ICカード)を行い、出退勤時間の把握を確実にを行う
③予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	・予定手術前日の当直や夜勤を削減する。	・予定手術の際の配慮のほか、緊急手術の状況についても把握に努める。
④当直翌日の業務内容に対する配慮	・当直翌日には手術等、侵襲度の高い医療行為の実施を避けるよう配慮する。	・当直翌日には予定を入れないのを原則とするが、緊急手術の状況についても把握に努める。
⑤交替勤務制・複数主治医制の実施	・交替制勤務や複数主治医制の導入に当たっての問題点等を把握する。	・交替制勤務や複数主治医制の導入に当たっての問題点等の検討を行い、特定の医師への負担の集中や拘束を減らすよう努める。
⑥育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用。	・制度上採用可能な人員については募集を行っていく。	・当該制度の活用に向け、制度の周知と状況の把握に努め、検討を進める。

令和6年度 看護職員負担軽減計画

1. 役割分担の具体的内容

項目	対応方針	具体的な取り組み
①業務量の調整	・時間外労働が発生しないよう業務量の調整を行う。	・勤務状況の把握（ICカード）を行い、必要に応じて改善を図る。
②看護職員と他職種との業務分担	・薬剤師との業務分担	・薬剤師による服薬指導の実施と持参薬や常用薬についても把握に努める。
	・臨床工学士との業務分担	・医療機器の管理について業務分担を実施する。（人工呼吸器・輸液セット・手術時・医療ガスの設定など）
	・クラーク（病棟及び外来）との業務分担	・書類等の整理、事務的な部分の業務分担を進める。
③看護補助者の配置	・主として事務的業務を行う看護補助者の配置	・クラークの配置
	・看護補助者との業務分担	・リハビリ実施の際のリハビリテーション科への送迎（リハ科スタッフも協力する）
	・看護補助者の夜間配置	・業務状況の把握を行い、必要に応じて導入を検討する。

2. 看護職員の勤務負担の軽減

項目	対応方針	具体的な取り組み
①育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用の活用。	・制度上採用可能な人員については募集を行っていく。	・当該制度の活用に向け、制度の周知と状況の把握に努め、検討を進める。
②多様な勤務形態の導入	・可能な勤務箇所においては、非常勤職員の制度により導入している。	・引き続き勤務状況の把握を行い、多様なニーズに対応すべく細かな勤務形態の導入等必要に応じて改善を図る。
③妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	・院内保育所の設置	・従来より設置されている院内保育所を引き続き運営していく。
	・夜勤の免除制度	・労働法規及び就業規則に定めるところであり、利用状況の把握を行い、利用しやすい制度を目指し検討していく。
	・休日勤務の制限制度	・労働法規及び就業規則に定めるところであり、利用状況の把握を行い、利用しやすい制度を目指し検討していく。
	・半日・時間単位休暇制度	・就業規則に定めるところであり、利用状況の把握を行い、利用しやすい制度を目指し検討していく。
	・所定労働時間の短縮	・就業規則に定めるところであり、利用状況の把握を行い、利用しやすい制度を目指し検討していく。
④夜勤負担の軽減	・月の夜勤回数の上限定	・妊産婦に係る上記の軽減のほか、夜勤が月8回までとなるよう努めていく。